

診療報酬改定に伴う揭示事項(2026年6月～)

当クリニックでは、厚生労働省の規定に基づき、以下の体制で診療を行っています。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報(受診履歴、薬剤情報、特定健診情報等)を、診察室等で医師が閲覧・活用できる体制を整え、質の高い医療の提供に努めています。

電子カルテ情報共有サービスを活用し、他の医療機関等との間で診療情報を電子的に共有・連携できる体制を整備しています。

電子処方箋の発行体制を整えています。

2. 先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

患者様やご家族の希望により、後発医薬品(ジェネリック)がある先発医薬品を処方する場合、保険診療の自己負担とは別に、「選定療養費」が発生します。選定療養費は薬局でのお支払いとなります。

2026年6月より負担額が調整されています。

*医師が医療上の必要があると判断した場合や、在庫状況により後発品が提供困難な場合は、この負担は発生しません。

3. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

医療従事者の適切な処遇改善(賃金改善)を実施し、安定した医療提供体制を維持するため、所定の評価料を算定しています。本評価料は、日々の診療や患者様対応に尽力しているスタッフの賃金改善に充てられます。

4. 外来感染対策向上加算

院内感染防止対策として、必要に応じて動線分離などを行い、受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる症状の患者様を受け入れています。

5. 一般名処方加算

薬剤の供給不足が生じた際でも、患者様に必要な医薬品が提供できるよう、特定の医薬品名ではなく、成分をもとにした「一般名処方」を行っています。

6. 長期処方・リフィル処方箋について

患者様の状態に応じ、医師の判断により「28日以上長期処方」または「リフィル処方箋」の交付が可能です。

7. 明細書発行体制等加算

個別の算定項目の内容が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行をご希望されない場合は受付にその旨をお申し出ください。



あらたこどもクリニック